

参議院議員下田敦子より「PT、OT、ST の配置基準及び処遇改善についての質問主意書」を厚生労働省老健局に提出し、回答を求めました。（平成 20 年 5 月 7 日）

* 以下 厚生労働省老健局老人保健課よりの回答(平成 20 年 5 月 12 日)

問 現在の高齢者施設において、特別養護老人ホームに関しては ST(言語聴覚士の配置基準がない。介護老人保健施設についても PT(理学療法士)、OT(作業療法士)は配置基準があるが、ST は配置基準がない。

失語症、嚥下障害(飲みこみの障害)等は高齢者にとって重要な問題であり、その治療訓練にあたる ST を配置基準として位置づけるべきではないか。

(回答)

特別養護老人ホームの配置基準においては、機能訓練指導員が位置づけられており、特別養護老人ホームは、PT、OT 等と並んで ST についても、機能訓練指導員として配置することができます。また、介護老人保健施設の配置基準については、ご指摘の通り、PT 又は OT は位置づけられていますが、ST は位置づけられていません。

厚生労働省としては、介護保険サービスの利用者について、口腔機能が低下し、言語障害を有している等の問題を抱えた方がいらっしゃることは承知しており、これらの方々がニーズに応じたサービスを受けられるよう、言語聴覚士の活用について、今後、社会保障審議会介護給付費分科会における御議論を踏まえ、検討してまいります。

問 厚生労働省本省において、PT、OT、ST の職員はそれぞれ何人勤務しているか。

(回答)

厚生労働省本省としては、PT、OT 又は ST の有資格者を対象とした採用を個別に行うことはしていません。

また、現在本省に勤務する職員等のうち、これらの資格を有しているものの数は把握していません。

備考：

参議院議員下田敦子が上記の内容についてただした後、この度平成 21 年度介護報酬改訂において、介護老人保健施設の基準が「理学療法士又は作業療法士」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改めることになり、21 年度予算に盛り込まれることになりました。

(指定基準に係るその他の主な見直しの内容)

(抜粋)

4. 通所リハビリテーション

○ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・准看護師・介護職員（以下「PT等」という。）の配置に関する規定を以下のように改める。

- ① 利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10：1以上確保されていること。
- ② そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、利用者が100人又はその端数を増すご

とに1人以上確保されること。

<指定通所リハビリテーションが診療所である場合>

- ① 利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10：1以上確保されていること。
- ② そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されること。

※ 介護予防通所リハビリテーションについても同様の改正を行う。

8. 介護老人保健施設

- 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上置かなければならないこととされている「理学療法士又は作業療法士」について、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
- 支援相談員について、「入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上」から「1以上（入所者の数が100を超える場合にあつては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）」に改める。